

恵庭市審議会等委員への女性の登用推進要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、恵庭市男女共同参画基本計画に基づき、政策及び方針等に女性の意見を反映させるため、審議会等の委員への女性の登用を推進することについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「審議会等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及び本市の規則又は要綱等に基づき、審議又は調査等を行う組織をいう。

(目標)

第 3 条 女性登用の目標は、次のとおりとする。

(1) 審議会等の女性委員の比率を令和 8 年 3 月 31 日までに 40 パーセントとすること。

(2) 女性のいない審議会等をなくすこと。

2 前項の目標をすでに達成した審議会等においては、女性委員の比率をさらに高めるよう努める。

(女性委員の登用計画)

第 4 条 審議会等を所管する部等の長（以下「部長等」という。）は、当該審議会等の女性委員登用計画を作成し、総務部長に提出する。

(選出基準の見直し等)

第 5 条 部長等は、女性の登用を進める観点から、慣行による委員選出基準を見直すことにより、女性の人材を発掘し、審議会等委員に女性を積極的に選出する。

(登用計画の進行管理)

第 6 条 部長等は、毎年 3 月 31 日現在で所管する審議会等の女性委員の選任状況を総務部長に報告する。

2 部長等は、所管する審議会等委員の選任に当たっては、事前に総務部長に協

議を行う。

- 3 総務部長は、審議会等委員への女性の登用状況について、随時、男女共同参画推進本部に報告する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年11月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年1月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から実施する。